

大阪府・大阪市特別区設置協議会

第2回協議会 議事録

日 時：平成25年4月12日(金) 14:00～15:50

場 所：大阪市会 特別委員会室

出席者：浅田均会長、辻淳子副会長、松井一郎委員、橋下徹委員、横倉廉幸委員、
(名簿順) 今井豊委員、大橋一功委員、東徹委員、清水義人委員、林啓二委員、
花谷充愉委員、中村哲之助委員、坂井良和委員、大内啓治委員、高山仁委員、
辻義隆委員、木下吉信委員、柳本顕委員、小林道弘委員、山中智子委員

(浅田会長)

それでは、ただいまから第2回大阪府・大阪市特別区設置協議会を開催させていただきます。

まず、定足数であります。特別区設置協議会規約第6条第3項により、2分の1以上の20名全員の委員が出席しております。定足数に達し、会議が成立していることを、まず御報告申し上げます。

それでは、まず、今月5日の代表者会議におきまして、今後の日程等を話し合っておりますので、その結果を事務局のほうから報告願います。

(事務局：山口大阪府市大都市局長)

それでは、今月5日に本協議会の代表者会議を開催させていただいておりますので、その中身について事務局のほうから説明させていただきたいと思っております。

まず、資料1におつけをいたしておりますけれども、代表者会議の設置規程ということで、改めて代表者会議でこの内容について御確認をいただいております。

この中身については、時間の関係がありますので省略させていただきます。

続きまして、資料2は、代表者会議の構成員ということでおつけをさせていただいております。

資料3で、今後の日程について、代表者会議で確認をいただきまして、資料のとおり第2回、本日4月12日、第3回が4月26日、金曜日、2時から4時、これは府のほうでやらせていただく。第4回が5月16日、午後2時から午後4時、これについては市のほうでやらせていただく。第5回が5月31日、金曜日、これは時間はまだ決定しておりませんが、府でやらせていただくということで、法定協議会につきましては、府市のそれぞれの交互の場所でやらせていただくということが決定したところでございます。

第2ステージ以降につきましても、おおむねこういう日程感でやっていこうということが確認されまして、今後、具体的な日程については、また代表者会議で御確認をいただきますけれども、基本的には金曜日を中心に日程を入れさせていただきます。金曜日が難しい場合は木曜日に変えさせていただきますということで、この8月以降の日程は調整をさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

(浅田会長)

それでは、協議のほうに入らせていただきます。

前回の協議会における議論を受けまして、事務局の方から区割り案の追加資料が提出されておりますので、御説明をお願いいたします。

(事務局：山口大阪府市大都市局長)

資料のほうは、説明に先立って、まず、前回の法定協議会でも御確認いただいておりますけれども、今現在、事務局の方から4つの区割り案を提出しております。今後、制度設計を進めるに当たっては、それぞれの区割りごとに組織体制、財源等がどうなるか、パッケージ化してお示しをする必要があると思っておりますので、できますれば本日はこの4案でいいのか追加すべきなのか削るべきなのか、こういう点について御議論をいただければありがたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、資料の説明をさせていただきます。

(事務局：稲垣制度調整担当部長)

私のほうから、では、資料の4を説明をさせていただきます。説明といいますが、資料のつくりを御説明させていただきます。

資料の4は、第1回の法定協議会のほうで御要請がありました、区割り試案ごとのバス路線の状況でございます。これについてまとめたものでございます。

一枚お開きをいただきまして、上のページでございます。バス路線を各試案ごとに、区役所や図書館への移動がイメージできるようにまとめたものでございます。

バス路線につきましては、現在のバス事業民営化基本方針でございます。これの26年度以降の路線案、これを地図に落としして明示をいたしております。

下のページ以降が資料の本体になります。

下のページは、試案の1、7区案の北・中央分離案でございます。これの案について、まず、鉄道の状況、バスの状況の概要を一覧表にさせていただいております。

それをめくっていただきまして、試案1と書いたA3のカラー刷りの地図がございます。これが区割り試案1の全体図に、バス路線の図を落としたものでございまして、緑色が事業性のある路線、赤の線が新たな地域サービス系路線ということで、いずれも26年度以降の案ということで地図に落としたものでございます。これでは大き過ぎまして、一つ一つがわからないということで、それ以降のページでございます。それ以降のページに試案1のA、それから試案1のBというふうに、順次、これ7区案でございますから、7枚カラー刷りの拡大したバージョンの地図をつけさせていただいております。

以下、4パターンの試案につきまして、試案2も同じように全体の概要とおのこの地図をつけさせていただいているという形で、4パターン資料としてまとめさせていただいております。これは、あくまでも平成26年度のバス路線案を地図に落としたものということでございますので、当然、路線は確定したのではなく、今後、変わり得るものであ

るということでございますので、よろしく願いをいたします。

資料の説明は以上でございます。

(浅田会長)

ただいま、資料のつくりに関しまして御説明をいただきましたが、資料の記載内容の確認などがございましたら、挙手して御発言をお願いいたします。繰り返し申し上げておりますが、発言される場合はインターネット配信をしておりますので、まず、挙手していただいた上で、私のほうから指名させていただきますので、マイクを通して御発言いただきますよう、よろしく願い申し上げます。

木下委員。

(木下委員)

自民党の木下です。

ちょっとお尋ねをしたいんですが、この26年度以降のバス事業の路線については、基本的に今バス路線そのものが見直しにかかっている、その事業主体となるところがどこになるかわからない状況の中で、これらの路線というのはしっかり担保されると理解してよろしいですか。

(事務局：稲垣制度調整担当部長)

今、条例自身も御議論になっていること重々承知しておりますので、あくまでも今出ている案ということで、お示しをさせていただいているということでございますので、御理解をいただきたいと思います。

(浅田会長)

木下委員。

(木下委員)

ということはね、新たな地域サービス系路線として赤い線が入っているのは、絵にかいた餅やと理解してよろしいか。

(事務局：稲垣制度調整担当部長)

そういうことじゃなくて、今、御提案をさせていただいている案ということで出させていただいているけど、まだ、もちろん確定はいたしておりませんけれども、今後の御議論に委ねられる案だということでございます。

(浅田会長)

木下委員。

(木下委員)

この新たな地域サービス系路線というのは、この路線が必要であるということに基づいて引かれた線なのか、現行、運行されているものを継続するという前提でされた路線なのか、ちょっとその御説明をいただきたい。その緑の線と赤い線との違いというかですね、26年度以降の路線案として示されている以上、この事業主体に対して、これを義務づけるという理解でええのかどうかね、非常に市民の足を確保するという観点で、この議論を進めるに当たっては根本議論になると思うんですよ。

(事務局：稲垣制度調整担当部長)

新たな地域サービス系のほうは、交通局と、今、各区長のほうでまとめ上げてきた案だということございまして、今後、先生おっしゃるように、確定していけば、事業者のほうにこの路線でということをしていく中身でございます。

(木下委員)

ようわからん。こんな説明ではわからへん。

(浅田会長)

ほかに。いいですか。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

木下委員、これ民営化議論と御理解いただいていますかね。

(浅田会長)

木下委員。

(木下委員)

きいています。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

ですから、これもう交通局の案じゃないですか。これで民間業者のほうに、これをお願いをしていくということなんですけれどもね。ただ、その拘束性云々というのは、これは法的に確定的に拘束はできないんじゃないですかね。ただ、でも、それでやっていってもらおうという話を交通局と、まだ民営化、賛成していただけていないので、そういう話ができ

ないのでね、こういう路線を目指してしっかりやっていくということです。

(浅田会長)
木下委員。

(木下委員)

というのはね、この区割り試案の中でこれを議論するときの、一つの判断材料として考えるときには、やっぱりある程度、担保されないといかん部分ではないのかなと、そのためのこのバス路線資料ではないのかなと思うんで、いわゆる26年度以降、例えば、この資料が表に出ることによって、あっ、うちの近所にはこういう路線が来るんやわというような、議論はこれから進めていくにしても、その一つのたたき台としての、やっぱり拘束というか、民間に例えば移譲しました、バス路線が民間の判断に委ねますというようなことになって、この路線はもうからへんからやりませんねんというような話になったんでは、この根本的な議論の基礎が崩れてしまうんじゃないのかなと。そういう市民の足の確保を考えたときの区割り案の中での移動手段としての資料やというふうに理解をいたしますんで、ちょっとその辺のところの説明を求めただけです。

(浅田会長)
橋下委員。

(橋下委員)

これは新たな地域性と赤のラインと、大阪市が10億円の枠を設定してやったやつですよ。だから緑のところは事業性のあるところと、だからこれは民間がやってくれるでしょうと。赤のところは交通局が線を引き直してですね、空白地帯をなくすために線を引いたんだけど、これは10億円の枠を設定してやっていきましょうと。ただ、これも民間に入札といいますか、それをやって、その10億円の枠が下がればいいという、そういう理屈ですけどね。だから、これを目指してやっていくということです。

(浅田会長)

それでは、協議を進めていきたいと思いますが、私のほうで、今の話とも多少絡んでくるんですが、議論に資するように、協議の進め方と論点のペーパーを作成し、配布しております。これに従いまして、まず、私のほうから説明をさせていただきたいと思います。

資料の5をご覧くださいと思います。

前回の区割り案の提示を受けまして、今後、これから協議を進めるに当たりまして、私として、論点を整理した資料でございます。前回の協議会で事務局提出資料、2月27日の資料7の1であります。区割り案を策定する際に考慮した項目は、その3ページに記載がありますが、主として人口規模、それから集積性、地域性、移動手段の4項目となっております。

今後の協議の中でも、この4項目について議論する必要がありますが、この4項目を大

きく分けますと、一つは、人口規模、特別区の大きさに関する項目である人口規模。それから、もう一つが、特別区を構成する行政区の組み合わせに関する項目である集積性、地域性、移動手段に分けられます。

つまり、一般論として、基礎自治の人口規模は、どのくらいが適切なのかという議論がまずあって、それでは、その一般論を現実の行政区に当てはめると、どのような組み合わせができるのか。ただし、組み合わせを考えると集積性、あるいは地域性、あるいは移動手段を判断基準にしましょうということでございます。したがって、人口規模とその他3項目、すなわち集積性、地域性、移動手段と一緒に議論していったら、制度設計の前提となる区割り確定させるのが非常に難しくなると考えております。特に、人口規模につきましては、今後の事務分担とか財政調整、それから職員の配置などを検討する際に、ポイントとなる項目であります。こうしたことから、特別区の大きさに関する人口規模と、組み合わせに関する集積性、地域性、移動手段は分けて、まず、人口規模の方から議論したいと思っております。

まずは、人口規模につきましては、7区に再編する30万人という人口規模が一つ提案されております。

それから、5区に再編する場合の45万人の2パターンが示されておりますけれども、この2パターンでいいのか、あるいは、それ以外にも考える必要があるのか。また、現在の事務局案は、将来人口で30万人、それから45万人となっておりますが、現在の人口規模で考えることも必要ではないのかといった論点、議論などの点につきまして、御議論いただきたいと思います。

そして、まず、それぞれ人口規模別に事務分担、財政調整、職員体制などの基本的な制度設計がどのようになるのかやってみて、その上で、どのような組み合わせがいいのか考えていってはどうかと思っております。

私からの説明は以上でございます。

それから、この際ですね、共産党の方から、区割り案にかかわる資料が提出されております。それで共産党の方から、提出資料の御説明をお願いいたします。

山中委員。

(山中委員)

ありがとうございます。

区割り案について、日本共産党大阪市議員団の考え方ということで提出をさせていただいております。

我々は、改めて申し上げるまでもなく、この特別区設置あるいは都構想に反対ですので、区割りの議論というのは望むものではありませんけれども、こうして法定協議会が設置をされた上での議論でもありますので、今回の御提起にかかわって、私たちの考えを申し上げておきたいというふうに思います。

今、会長のほうから、前回の事務局提出資料の考慮した項目に基づいて、論点整理の提案がありました。項目が多岐にわたる中で、そういう整理は理解はできるんですけども、そもそもこの項目、考慮すべき項目がこれでいいのかなという思いなど、意見や疑問もあ

りますので、申し上げさせていただきたいと思います。

まず、1ページですけれども、事務局のほうで整理をされている、この人口規模を初めとした項目ですけれども、まず、一つは、今、会長からもお話がありましたように、人口規模は確かに事務分担だとか財政調整だとか、職員体制などに大きな影響を与えるという問題もありますけれども、どっちが先なのかというあたりは、すごく難しいと思うんですね。これだけの事務を特別区が担うべきだから、この規模が要するという議論もあるでしょうし、ですから、なかなか今自治体の最適規模というのが定説がない中で、人口規模というものを、どのように議論していくのかなという疑問があります。

それから、集積性についてですけれども、これは、まさに北区と中央区を合体するべきかどうかというあたりで、集積性が一番問題になってきていますが、そうすると、例えば、第9回の新たな区移行PT会議で、水谷天王寺区長ですね。区長を代表としたPTのメンバーの方がおっしゃっている雄藩連合だと、この北区、中央区をくっつくと。それで、財政のスケールメリットをもって大阪市内のセントラルエリアということで、景気浮揚も図っていくということから、この集積性というのがもし着目されているのだとすると、やっぱり基礎自治を担うという区において、こういう意味での集積性の着目にどんな意味があるのかという疑問があります。この同じ第9回の会議のときに、金井特別顧問が、この区長PT試案に対して寄せておられる意見の中でも、優しい区による区民サービスの充実というよりは、区という小さな単位での開発プロジェクトばかり考えているのではないかという意見を寄せておられますけれども、この辺、この集積性というものに着目する意味がよく理解ができません。

それから、地域性についてですけれども、これは確かに歴史的経過もあるでしょうけれども、地域性を検討するとすれば、やはり、今現在、暮らしておられる住民の皆さんの意識とか実態ときちんと把握をして、まさに、いろんな形でこの問題については、住民の意見を集約しながら考慮をするべきではないかなというふうに思います。また、移動手段についてですけれども、これは、今もちょっと出ていましたけれども、かなり不確定な要素も移動手段というのはありますし、非常に重要なことではありますけれども、本当に言い出したら切りがない問題でもあると思うんですね、同じ区域の中で、どこに行くのに一番便利なのがいいのかというのは、もう一人一人にとっても違うでしょうし、かなり言い出したら切りがないという意味で、論点としては難しいのかなという思いもあります。

それで、2ページですけれども、そういう中で、私たちの考える考慮すべき点というのを、今日は申し上げておきたいと思います。

それは、やっぱり市民の暮らしや市民サービスがどうなるかということが、一番軸にするべきではないかというふうに考えておりまして、その観点から、ぜひ次のようなことも考慮に最初から入れるべきではないかと。

まず、財政力の格差です。次のページに、事務局が提出していただいている資料を、ちょっと組みかえたものをお出ししていますけれども、各区割り試案によって、例えば、一人当たり税等の最大格差がどのくらいになるかというのを見ますと、最大で試案2の5倍、それから最小でも試案3の3.1倍ということで、最初から大きな格差があると。財政調整が行われるということは承知していますけれども、しかし、それでいいのかというのは

議論は当然あると思うんですね。ここにちょっと掲載しておきましたが、これは第9回の新たな区移行PTの会議ですが、赤井特別顧問が、これは北と中央を分けるかどうかという話の中でですけれども、基本的には生活レベルというか、生活水準のところへのニアイズベターという形で見ているわけですから、余り格差をつけないようなところでみんなで競争し合う。初めから格差があり過ぎると、競争し合うということが削がれてしまうという御発言がありますが、私も全くそのとおりだというふうに思います。だとすれば、やはり最初から財政力の差をどこまで許容するのかという、やっぱり検討が必要じゃないのかと。5倍や3倍でいいのか、我々は1.5倍ぐらいじゃないかというふうに思うんですけれども、こういうこともやっぱり検討するべきではないかと思います。

さらに、イニシャルコストですね、特別区の立ち上げのコストも、将来的にこれはやっぱり市民負担になっていきかねないことを考えますと、各区割り案のときのコストをやっぱり想定をして、これも検討の対象とするべきではないか。あるいは財産や債務の格差というのも、ごくごく一部ですが最後のページに、これは市営住宅とか公園面積程度ですけれども、あと保育所・幼稚園ですね、これらと、例えば、市営住宅なども試算1であれば7.4倍、試算2であれば7.7倍という差が開きます。これは財産の差にもなるし、すごく地域性が偏っていくという問題もあると思うんですが、こういうものだとか、あと、例えば、塩漬けになっている未利用地なんかは、土地もあるけれども大きな債務も抱えていると思いますし、あるいは各区の区庁舎なんかの新しさによって、負っている債務は違うと思います。例えば、城東区なんか今ちょうど建て替えしていますが、その借金はどこがこれから払っていくのかというあたりも、やっぱり大きな方向性は持たないと、区割りということを検討はしていけないんじゃないかなと、そういうことを検討しておかないと、市民の暮らしに大きな影響が出るのではないかと、今回の提起に対してはそういう意見を我々は持っています。

以上です。

(浅田会長)

ありがとうございます。

自民党から何か出ると聞いているんですが、出てこないですか。いや、聞いているんですけど。

(柳本委員)

議論の途中で結構です。

(浅田会長)

先にやっていただけますか。資料を配っていただけますか。

(柳本委員)

はい、わかりました。

そしたら、先ほど、会長のほうから、人口というテーマの分け方の話もございましたけ

れども、私のほうから、ちょっと1点、今回4つの区割り案の試案が出てまいりましたけれども、その点についてちょっとだけ確認と議論をさせていただきたいと思っております。

まず、初めに、ちょっと事務局のほうにお伺いしたいんですけれども、大阪市のほうでは、将来人口について、昨年3月時点で推計人口を出した上で、平成27年、2035年の人口を想定した上で区割り案を考えたというふうにお聞きしております。この推計人口というのは、どのような手法を用いて算出されたのかお聞かせいただけますでしょうか。

(事務局：稲垣制度調整担当部長)

昨年の3月に、大阪市の政策企画室が中心になりまして、大阪市の今後の推計人口を出しております。それに基づいて、おっしゃるように各区長は将来人口を当てはめて区割りを考えたという経緯がございます。この推計人口の出し方でございますが、基本的に平成22年に実施しました国勢調査の数字を基礎にいたしまして、専門用語でございますが、コーホート要因法と言いまして、出生、死亡、移動等の人口の変動要因に基づきまして、同じ生まれの人たちを一つの集団とみなして、推計人口を推定していくという方法だそうですが、このコーホート要因法というのをを用いて、2015年から2035年までの期間を5年ごとに区切って、推計人口を算出しております。今申しましたコーホート要因法というのは、国の人口問題研究所でございますね、国が発表する推計人口をやっているところが、まさにやっている方法でございます。

(浅田会長)

柳本委員に申し上げます。

質問だけまとめて先にやっていただくようお願いいたします。意見と質問がまじってしまうとちょっと混乱しますので、議論はその後でやらせていただく予定にしていますので。

(柳本委員)

じゃあ後ほどにさせていただいてもよろしいですか。
意見ではなくて、質問、議論をしたいんですけど。

(浅田会長)

議論ですか、そしたら、この後、それが自民から提出資料があるというのは、ここにはないんですか。

(柳本委員)

ちょっと事前に資料を配付させていただいたらよかったですけれども、もう今お手元に配っていただきましたので、お話をさせていただきますと、国立社会保障・人口問題研究所というところが、今年の3月に将来の推計人口を出しております。そういった中で、これを活用して、今後の算定のあり方というものが、どういうものを軸としてというか、どういうものをベースとして議論すべきかということで、若干、事務局にも確認、今スタ

ートさせていただきましても、委員の皆様方にも御意見を聞かせていただいて進めようと思っておったんですけれども。本来でしたら、事前に資料配付すべきところだったと思いますけれども、ちょっと裏面の部分、私、昨日作成した部分があったりとか、一枚物でまさに既定事実を書いたものだけですので、もし会長にお許しいただけるようでしたら、議論の途中で資料配付を御許可いただくかなと思っておりました。

(浅田会長)

わかりました。

それでは、議論に移りたいと思います。

坂井委員。

(坂井委員)

我々のほうは、一昨年ですか、統一地方選挙を戦って、その後ダブル選挙を戦ったんですけれども、そのときに市民の人に対して、マニフェストという形でお約束したということがあるんです。それをここで披露しておきたいと思います。

一つは、特別区については、中核市並みの権限と財源を付与するということをうたっています。したがって、会長がおっしゃる、人口の議論ということになると、おおむね30万人以上ということになってくるんだというふうに思います。それが一つ。

それから、もう一つは、ニアイズベターという原則ですね。これについて、我々が提起しているというのは、24色に輝かせるということを言っていますので、したがって、コミュニティというのは壊さずに、地域課題を解決していくという方法として、地方自治法上の地域自治区の制度を設けて、それでニアイズベターというのを実現していくということを大前提にしています。

それと、実は、これ大阪市のほうで、平成2年に大阪市総合計画21というのを策定しています。これは地方自治法上の規定に基づいて、議会で議決されたということなんですけれども、そこでは、大阪市内をそれぞれ機能分担、機能面で着目して、それぞれ特色を持たせるということをやっています。少しそれを披露させていただきますと、市域をまちの発展過程、地形、土地利用の状況などから、5つのブロックに分けています。

一つは、高次な業務、それから商業機能や、それを支えるサービス機能などが集積している中心区、それから、生産機能や港湾機能などが広い範囲にわたって集積している西部、それから、国道、幹線網など交通条件に恵まれ、淀川に沿って生産機能や居住機能が集積している北部、それから、中小企業のまちとして発展し、住宅や工場などが立地し鶴見緑地を擁する東部、それから、もう一つ、住宅地として古くから発展し、学術機能などを持つ南部という、こういうブロック別になっています。これらの都市機能をこのような特色あるまちにするということで、平成2年からずっと20年以上にわたってこれを一つの目標としてつくってきた、まちづくりをしてきたというそういう面がありますので、これについては理事者のほうで提案された区割りですね、区割りにはこれは生かされているんですかね。

(浅田会長)
どうですか。

(事務局：稲垣制度調整担当部長)

個々の区域でも、東西軸的に発展させるのか、南北軸的に発展させるのかという個々の区域のことについては考えて、拠点をどこにするのかという点は、区長会のほうで考えられたようだけれども、おっしゃっている、昔の総合計画のいわゆる南北軸、東西軸という意識はしてないと思います。

(浅田会長)
柳本委員。

(柳本委員)

先ほどの坂井委員の御発言に対して、逆に質問させていただきたいんですけれども、私どもも、これまで維新の会の方々が30万人程度、中核市並みという形で特別自治区に再編するという言葉を聞いて、心にしみております。

ただ、そのときに、同時に8から9というような割り振りを考えておられたかと思うんですけれども、坂井委員のほうは、これ8から9といったものが5か7になることは、市民の皆様方に対して、約束したことと異なるというふうに思われているのかどうかお聞かせください。

(浅田会長)
坂井委員。

(坂井委員)

8から9というのはですね、単純に人口比でいくと、特別区を中核市並みというふうにしたとすると、8から9ぐらいになりますよねという、そういう提案なんです。

(浅田会長)
いいですか。
松井委員。

(松井委員)

これ数が8だろうが9だろうがね、それを決めるために人口規模を話しているんで、それはもうどっちでもええ話やと、こう思うんです。

共産党さん以外は、今の中央主権体制というのは、これはもう制度が疲弊していると。このままではこの国がどんどん住民からかけ離れたところで税が執行されて、声が届かないような仕組みになってしまっているということで、この国の統治機構そのものの問題点を、共産党以外はみんな指摘してきたわけで、その中の一つとして、大阪におけるニア

イズベター、基礎自治体はどの規模がいいんじゃないかと。先ほど、柳本委員から出された資料ですけど、これも現行制度を基本として人口を推計したもんですよね。事務方どうですかね、これ。

(事務局：稲垣制度調整担当部長)

はい、そのとおりでございます。

(浅田会長)

松井委員。

(松井委員)

だから現行制度のままではこうなりますよと、だから大都市大阪がこのままどんどん人口が減ってしまいますよという、こういう資料なんです。

僕らが今やっているのは、こういう形にならないためにどうするの。だから、これ以外でも一般の施策の中で、府市統合本部でも、グランドデザイン・大阪とかいろんなものをつくって、大阪はしっかり稼いでいける都市として、日本を引っばっていかうじゃないかと。1,000万人の都市を目指そうと。そのときにどういう形がいいのという議論を今させていただいているわけですから、単に現行制度の人口推計というのは、ちょっとこの議論の中の一つの資料としては、これ提出いただくのはありですけども、ちょっとまた違うんじゃないかなと、こう思っています。だから、こうならないために新たな自治体の制度をつくっていくんですよという話ですから。

それでいきますと、コストとサービスのバランスは、これまでの続けてきた協議会、大都市制度の推進協議会の中でもさんざん議論してきましたけれども、ミニマム30万でスタートをして、コストとサービスのバランスというのが一番ふさわしいんじゃないかなと。30万でまずスタートをさせるとなれば、この260万をどう何区に分けるのかというのは、自然に数字が出てくるんじゃないかなと。僕は30万から45万の間にやっぱりセットすべきだと、こう思っています。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

今まで自民党、民主党も都構想反対のために、都市内分権とか地域主権確立宣言ですか、前市長の大阪市が出していた地域主権確立宣言とか、あれをもって都構想反対ということをやっていたと思うんですけども、あの反対は結構なんですけどね、そうであれば、もうこういう議論の場ですから、都市内分権を考えたときに、どれぐらいでくくっていくのかというのを、要は、僕らは基礎自治体として予算編成権も持たせて、公選の区長を置いてというふうに考えていますけれども、都市内分権というのであれば、どういうブロックで、どれぐらいの規模でくくっていくのかということ、議論していただきたいんです

よ。

というのは、もう今の大阪市の教育委員会が5名、6名。あの体制で五百何十校の学校園をガバナンス効きかせるなんてのは、無理な状況はもうはっきりしているわけですから、これをどれぐらいの地域で、やっぱり教育委員会というものを、都市内分権であれば教育委員会何ていうんですか、支部みたいなものをつくっていくことになるんでしょうかね。もう5人、6人ではこれは無理なわけですから、そうすると、じゃあどれぐらいの規模に教育委員会の支部みたいなものを置いていくのか。それから、福祉でも何でもいいですけども、いわゆる市民サービス、今やっているものについてですね、どれぐらいでくくっていくのかという、その都市内分権を前提に規模というくり方を出してもらいたいんです。今そこが一番悩みの種でしてね、24区、区長がですね、もう人員要求すごいですよ。これ都市内分権といいますか権限と財源を渡したもんですから、企画・立案をどんどんやらなきゃいけない。でも、24区で福祉パイロット事業を今回成立させましたけれども、この24区を我々でやっていたら、そこに全部企画部門から何から置いていかなきゃいけない。これはちょっともたない状況ですね。

ですから、都市内分権というのであれば、職員の構成、部署をどう持っていくのか、そういうことを前提に、どれぐらいの単位で、一つの役所機能を持たせていくのかということ提案していただきたいと思うんです。そこに僕らは予算編成権と公選の区長を置いてしまうというのが僕らの考え方だし、都市内分権の考え方というのは、そこには公選区長は置かない、予算編成権を渡さない。あくまでも首長という冠を置いてやるという話ですから、そこはもう議論は重なると思うんですけれどもね。

(浅田会長)

柳本委員。

(柳本委員)

先ほどの橋下委員からのお話なんですけれども、私どもも都市内分権を訴える中で、どういうふうに分けていくかということの考え方を示す必要があるとは思っております。

ただ、先立って1月16日の大都市・税財政制度特別委員会で、我が会派の北野委員から質問させていただいたように、今回、出ています4案というものは、そもそも大阪市内のブロック化にあたっての案だったわけですね。それが市長案となって、特別区の区割り案というふうに変遷を遂げました。違うんじゃないですかという質問をさせていただきましたけれども、橋下市長のほうからは、同じですよというような御返答だったと思います。だから、先ほどのような発言になろうかと思うんですけれども、私どもとしては、ブロック化案と特別区案というのは、区割り案というものは、おのずと性質が違うというふうに思っています。ですから、都市内分権のときの割り方の案と、特別区として割るということを考えたときの案というものは、おのずと異なるというふうに思っています。

どの点が異なるかということなんですけれども、ブロック化案ということになってきますと、これイコール都市内分権案というふうにご理解をいただいてもいいかと思うんですけれども、ブロック化案ということになりますと、すなわちニアイズベターというか、身

近な行政を目指すという目的と、あわせて大阪市域内における効率性、効果性、こういったものを一義的に考えるのが、ブロック化案ないし都市内分権案であろうと思います。こういったものを考える上では、まさに人口であるとか数字の均衡を目指すことを、一義的に考えることが必要であるというふうに思います。結果として、分けた結果、先ほど山中委員からも指摘があったように、いろんな意味でのアンバランスを、できるだけなくしていくような案をつくり上げる必要があると思っております。

しかしながら、一方で、特別区案を考える際には、本当にそういった数字合わせだけでいいのかということについては、甚だ疑問であるというふうに思っております。むしろ特別区案ということになってきますと、その特別区というものが、みずから、ある意味、大阪市から独立したという言い方にもなるかと思えますけれども、みずから基礎自治体として自立をして、みずからの自治体の魅力というものを考えて、発信していく必要があるかと思えます。そうしたことを考えたときに、まさに人口が少ない場合もあるかもしれない。財政的に弱い場合があるかもしれない。しかしながら、その決められた定められて人口エリア内で、そのエリアの特別区の魅力というものを、あるいはその区域内での成長というものを、いかにして見出していくかということを考えて得る一つの塊、基礎自治体のエリアをつくり出していくのが、特別区案であるというふうに思っています。

そういったことを考えますと、数字である程度合わせていくという議論はもちろん必要ですけれども、特別区案を考えていく上で一番大切なことは、まずもって地域の住民の方々から上がってくる声というものを、大切にすべきであるというふうに思っております。

とりあえず切らせていただきます。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

ですから、地域の皆さんの声を聞くということも踏まえて、市長という立場では、余りにも住民の皆さんから遠いので、まずは区長の皆さんに考えてもらっているわけです。ですから僕よりも区長のほうが地域住民、もちろんね、市議会議員の皆さんよりも、公募区長は地域に出ている回数も、そのコミュニケーションの深さも全然違いますけれども、それでも僕が案をつくるよりも、まだ地域住民の皆さんに接する機会が多いただろうということで、公募区長にブロック案等をつくってもらいました。

確かに、今、柳本委員が言われるように、ブロック案イコール基礎自治体としての特別区案、完全に一致でない部分があるかもわかりませんが、もちろんこれは議論をさせてもらいたいと思います。

ただですよ、道州制もこれ基本法も自民党これ出されますよね、今国会で出して、基本法を成立させますけれども、これは歴史的な経緯とか、そういうもので積み上がってきたコミュニティの一面もありますけれどもね、エイヤーで人工的につくっていくという側面もあるわけですね。ですから、今度は道州制というものも見据えた上で、地域の皆さんの声も重要だけれども、自民党はもう法律でこの日本の統治機構を変えにかかるとは思っていますか

ら、そうであれば、この道州制というものを見据えた上で、基礎自治体というのはどうあるべきかということも考えないと、これはちょっと整合性がとれないと思うんですね。ですから住民の皆さんの声ももちろん聞いていきますけれども、全体の統治機構として基礎自治体はどうあるべきか、ここはある種、人工的な要素、効率性とかですね、そういう数字の面だけではじいていく要素も当然出てくると思います。

あと、松井知事が言われた、30万基本でというところで、8から9という案がベースになるということなんですけど、公募区長にこれは検討させた結果ですね、5区案、7区案というものが出てきましたので、僕は、ですからあれ逆算すると、だから30万人と45万人のパターンになるんですかね。ですから、その2案を軸に、やっぱり公募区長にブロック案という形で検討指示を出しましたけれども、出てきたのが、やっぱりいろんな、もうみんなで公募区長がかなり激論をやった結果、5区と7区という案が出てきましたので、僕はこの30万人と45万人というあたりのところを軸に、しっかりシミュレーションすべきだというふうに思っています。

(浅田会長)
柳本委員。

(柳本委員)
話をちょっとだけ戻させていただきます。

橋下委員のほうから、改めて公募区長の案、住民の意見も一定踏まえた上での出てきたときも、たたき台としてですけども、すばらしい案が出てきたというふうにおっしゃっていました。

しかしながら、先ほど、私、資料配付させていただきましたように、その人口の推計を見てみますと、国立人口問題研究所が出したものと乖離している現状が、今、現在、起きているということなんです。先ほど、事務局のほうから御答弁をいただきましたけれども、調査を行ったということです。これ大阪市の職員で行ったんですか。外部に発注したんですか。

(事務局：稲垣制度調整担当部長)
外部に発注と聞いております。

(浅田会長)
柳本委員。

(柳本委員)
外部に発注したとは言えですね、一定、外部に発注したということで、専門性のある方がちゃんとその同じ指標に則って調べられたということでありましてけれども、それは2012年、昨年3月時点での数字であるというふうに聞いております。とするならば、やはり一番新しい数字かつ国立人口問題研究所が策定した数字というものがあれば、

今回、出てきた区割り案というものを、いま一度改めて、この人口問題研究所が調べ上げた数値を活用して、もう一度シミュレーションし直すべきであると考えますけれども、大都市局長、いかがでしょうか。

(浅田会長)

山口事務局長。

(事務局：山口大阪府市大都市局長)

確かに人口のシミュレーションというのは、どの時期にやるか、どういう形でやるかということによって、いろんなパターンが出るというのは、もう先生方、御存じだろうと思います。

我々、制度設計を進めるに当たって、こういうものに全て対応してシミュレーションできればいいんですけども、やはり、きちりメルクマールを置いてやっていくということが基本だろうと思います。それをお示しした上で、いろんな機関から出ている人口動態、こういうものをどういうふうに見るかということをお議論いただいたほうが、スムーズに議論できるんじゃないかというふうに考えていますので、我々としては大阪市のほうで推計をいたしました、将来人口というのをもとに御議論をいただければというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(浅田会長)

柳本委員。

(柳本委員)

ただね、試案、例えば、試案1でいきますと、ある程度人口を見て、7区で均衡が図られているかのように見えますけれども、これ人口問題研究所の数字を当てはめると、試案1でいきますと、Cブロックの中央、天王寺、浪速区で21万1,000人ぐらい、Eブロックの旭、城東、鶴見、東成区は、実に42万5,000人で、2倍を超える差が人口で出てきてしまうわけなんです。出していただいた資料、前回1回目ときの資料とかを改めて見てみますと、結構、人口を想定した上で、事細かに高齢化率なんかでも減少傾向ですとか、高齢化率、ここがブロック内で一番高いですとかいうふうに、象徴的に議論の素材として書いていただいているのはおるんですけども、こういったものも全て変わってくる可能性があるんですよ。

そういったものが変わってくる可能性があるにもかかわらず、昨年3月の時点での推計人口で議論をこれからも進めようというのは、余りにも乱暴かと思ひます。ましてや、これから国の総務省ともいろんな議論を詰めていかなければならない時点になって、大阪府が独自で算出した推計人口より、当然、国の国立人口問題研究所が算定した直近の数字を前提として、区割り案を議論すべきだと考えますけれども、ちょっと委員の先生方の御意見いただけますでしょうか。

(浅田会長)

松井委員。

(松井委員)

まさに柳本委員の問題意識は、そうだろうなと思いますんで、ぜひ柳本委員に自民党試案、これは事務局を使って出してもらったらいいんです。柳本委員が言うんですから、それ作って出してください。

(浅田会長)

柳本委員。

(柳本委員)

自民党試案としては出せませんので、これ数字をそのまま国立人口問題研究所の数字をそのまま入れていただいて、事務局で案を作っていたら、それだけの話ですので、それを作ってください。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

それはだから、区も後の組み合わせの話なんじゃないんですか、それは。各区の今の、この将来の推計をもとにしてという話をするのではなくて、さっきの会長の進行のやり方としては、まず、基礎自治体として、どれぐらいの規模のブロックでも結構ですよ、都市内分権のブロックでも結構ですけども、道州制を見据えて、僕らは基礎自治体ですけど、どれぐらいの規模でまずくくっていくのかという話を先行させて、組み合わせ、どこの区とどこの区を組み合わせしていくのかという話は、切り離して議論したらいいと思うんですよ。

だから、まず、区割り。さっきの会長の資料で、だから、まず、特別区の大きさに関する視点という人口規模というものをまず見て、集積性とか地域性とか移動手段、これ多分この人口規模を決めると、権限の分配をやって財政調整やりますから、ここに柳本委員が言われた財政格差とかそういう視点も入ってくるんでしょうけれども、その組み合わせの話は次のステップだと思うんで、まずは基礎自治体とかブロックはどれぐらいの規模であるべきか、そこを決めないと権限の分配の話もならないので。

(浅田会長)

柳本委員。

(柳本委員)

ただ、この議論の前提として、1回目に示された数値が、根底から覆りかねない状況にあるということを私は言いたいんです。だから、案はこれから考えていったらいい話だと思いますし……

(橋下委員)

前提の資料のことを言っているんですか。

(柳本委員)

そうです。特別区案は、私たち出せませんけれども、出すつもりはありませんけど、ブロック化案なんかについては、一緒に検討を進められる部分は進めていきたいと思っております。ただ、それはこの場ですべきことではないですけれども、ただ、示していただいた4案を、そのまま人口を国立人口問題研究所の人口を当てはめてみたらどうなりますかということ、少なくとも事務局の方々には出していただく必要があるんじゃないですかということを訴えたいということです。

(浅田会長)

柳本委員にお尋ねいたします。

この人口というのは、5年ごとに国勢調査をやっていて、その間の人口というのは、あくまで推定にすぎない部分があるわけです。それでこの何十年後かのシミュレーション人口を出してやってもらっていますけど、将来人口で議論していくという、ベースを将来人口に置くということに関しては御賛同いただけているわけですか。あるいは、今の人口でやるべしというふうなお考えですか。

柳本委員。

(柳本委員)

賛同とか賛同しないとかではなくて、その議論のたたき台として提示いただいた資料がもう古くなっている。新しいものが出ているんだから、新しい数字に合わせて出していただくべきじゃないですかということを申し上げております。

(浅田会長)

一番アップデートしたもんやったらええという考えですか。

柳本委員。

(柳本委員)

それがいい案かどうかわかりませんが、前段からこのたたき台としての4案を、たたき台としてブラッシュアップしてくださいとかいろんな言葉を使っているんですけど、ここを軸としてこれから議論してください言うているのに、この軸となるたたき台の案が、たたける案になってないでしょうということを申し上げたいということで

す。たたける案にしてから議論しましょうよという話をさせていただいております。

(浅田会長)

たたけるように最適人口規模はどれぐらいですかという、お尋ねはしているんです。
柳本委員。

(柳本委員)

最適人口規模についてはですね、それは別途またこれから議論すべきことだと思いますよ。

(浅田会長)

今していただいているわけでしょう。
柳本委員。

(柳本委員)

最適人口規模については、先ほどの話にも一部重複するかもしれませんが、特別区、中核市並みとは何ぞやということを議論しないと、最適な人口というのは、この場で言えるようなことではないというふうに、私自身は思っています。だから議論をずらさないでくださいね。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

だから、人口規模の話をするのに、そこまで正確に人口推計とかそれを今ね、どこどこの区がどうだっていうことを、今その基礎データがなくても、基礎自治体とかブロックというものは、適正規模がどれぐらいなのかという議論はできるじゃないですか。だから、これ不必要とは言いませんけれども、今からやろうとしている論点に必要な資料は、しっかりそれだったら事務局に整えさせないといけないですけども、事務局だって、これまた何やれかれやれって、余分な仕事を増やさせないためにも、今からやろうとしている議論は、基礎自治体ないしはブロックの適正規模の議論をするのであれば、それにそこまで人口推計とかそれを全部修正かけるようなね、そういう作業が必要なんですかというところなんです。それは別に今、適正規模の議論をするには要らないじゃないですか。あるべき論なんで。

(浅田会長)

柳本委員。

(柳本委員)

ただ、区長案を出す過程において適正規模、区長案ですよ、あくまでも、区長案の議論の過程の中で、適正な規模なども含めて御検討いただいた結果が、この4つの試案であるというふうに私どもは理解をしております。それが区長案が市長案としてなりましたから、ある意味、市長自身の適正規模の考え方が、これは今、松井知事もおっしゃいましたけれども、30万以上ぐらいがいいのではなかろうかという回答が、まさにここに出てきているのかと思われまますが、その指標となる数字が昨年3月の数値であるがために、改めて見比べてみると、21万程度の人口のものも出てくるわけなんですよ。そういったものを認めることも是とするのかどうかということも、根底から覆ってくるので、新たなもので議論をすべきでないかということなんです。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

そしたら、柳本委員、やっぱり資料はその議論のための必要性の範囲でつくっていくべきだというのは多分同じだと思うんです、合理的な考え方をされるんでね。

(柳本委員)

それで結構です。そうなったら膨大な作業をつかってやっていただく必要はないと思います。

(橋下委員)

そしたら、これ山口さん、人口のところだけ、市長案として出した5区案、7区案の人口のところだけ数字を入れかえた資料だったら、それは後の膨大なやつを全部組みかえてまたやるということじゃなくて、人口のところだけ組みかえるということはどうですか。組みかえるというか、そういう資料も一応つけると。

(事務局：山口大阪府市大都市局長)

つけるということであれば、それは十分可能であると。

(橋下委員)

人口のところだけね。

(事務局：山口大阪府市大都市局長)

だから、現在ベースにするものが、例えば、この人口問題研究所であれば、その区が将来人口どういう幅があるかというのは、資料でお示しすることは可能だと思います。

(橋下委員)

しかも市長案で出した5区、7区の部分に疑義があるというふうに、柳本委員言われているので、直しましょうというね。

(柳本委員)

疑義というか、当初の想定と乖離が出てくるんじゃないですか。

(橋下委員)

だから、その人の部分だけをちょっと示したぐらいの資料を、添付するという事ではどうなんでしょうかね。

(浅田会長)

柳本委員、そして5区、7区案、30万とか45万とか言われていて、5区、7区案が出ていますけど、それにその横に参考資料として、この国立人口問題研究所の推計ではという数字を入れるということによろしいですか。

(柳本委員)

結構です。それはぜひつけていただくべきだと思います。あわせもって中にそんな事細かなところまで変えるというつもりはありません。ただ、人口に関して、非常に人口を重要な視点として捉えている資料づくりになっておりまして、先ほど申し上げたところと重複になりますけれども、高齢化率などについても、そういうふうの特徴づけて記載されている部分がありますので、その点について、人口に関する部分については、その変遷を変えた分でどうなるかということを示していただけたらと思っております。

(浅田会長)

市役所推計案、プラス、こっちのやつもつけてお願いします。

(事務局：山口府市大都市局長)

資料としておつけさせていただきます。

(浅田会長)

ほかに、人口規模につきまして。

木下委員。

(木下委員)

さっき、橋下委員からのお話の中にもあったんですけども、要は、この協議会の中で、大阪都に向けた方向性というものも、あわせて議論されるんやということで我々は認識して、この協議会に参加をさせていただいているわけでありまして。

いわゆる道州制の議論も出ました。他都市が道州制に移行する流れ、反対・賛成それぞれ

れありますけれども、そういう流れの中で、大阪だけが大阪都というフィルターをかまさないければ、その道州制に移行できないのかというところの問題が、きちっとクリアにならない状況の中で、我々としては、なかなか大阪都に前向きに議論に参加というか、理解が深まっていかない。

実は、これ法定協議会という格付の協議会でもありまして、ある程度の意思決定の意義を持つ協議会なんですよね。大阪都に向けた方向性の中で、大阪都としてのあるべき姿がどうなるんやろうなというところが、我々、ものすごくひっかかっているわけです。なぜかという、例えば、ニアイズベターということをおっしゃりながら、基礎自治体は、今、知事からお話があったように、30万人から45万人が一番ニアイズベターの基礎自治体として、適正なんだというようなことを言うておられる流れの中で、例えば、府下市町村の自治体のそれぞれの規模は、じゃあ今、適正やと思われていますかと。例えば、30万人、50万人が適正規模というのであれば、例えば、10万人規模の自治体も多くあるわけで、そういうものの今後、合併再編ということも視野に入れた、大阪都としての基礎自治体のマネジメントをされていこうとされているのかどうかと言われたあたりのところが、なかなか映ってこない。

その辺の方向性が示されてない部分で、逆に言えば、大阪市だけが対象になっていて、堺市もこの議論には参加してないですから、何か大阪市だけを潰そうとしているのではないのかなというような受けとめ方ができないわけではないような、今、物事の進め方になっているんですね。

やっぱり一つ大阪市を、今回、特別区を設置して、30万から50万に再編するんだということで議論を進める流れの中で、府下の市町村に対しても、例えば、30万から45万という、今、知事がおっしゃったような方向性の中で、再編整備を進めていって、その暁に大阪都内における基礎自治体の位置づけというものが、一定そういうふうなマネジメントになるんですよということになるのかどうかですね、やっぱり何か単純に大阪市だけを潰そうとしているかのようなイメージが、我々の中のストレスになっているわけです。ですから都として考えたときの、広域の中での基礎自治体のあり方として、やっぱり大阪市を解体する、あるいは堺市はどうするんだ、あるいは府下市町村の、言うたら中小の市町村の合併問題というものも含めて、大阪都というフィルターをかまして、きちっと基礎自治体のマネジメント、こうした上で道州制に行きましょうよというような、きちっとしたビジョンが見えれば、それなりの議論ができるんやろうと思うんですけども、なかなかちょっとその辺のところのね、今回のこの協議会、これから回数重ねていきますけれども、やっぱりこの議論を深めていくためにも、何か大阪市だけを潰すんじゃないんですよというところのロジックをきっちりつくっていただかないと、我々としても何か都としてのイメージが、結局、大阪市を潰すだけやんかというふうな印象になりがちやという部分だけは御理解をいただきたいし、会長のほうでちょっとその辺の大阪都に向けた方向性の議論が深まっていくようなオペレーションをお願いしたいなというふうには、一つ。

(浅田会長)

木下委員に申し上げておきます。

この協議会ですね、特別区設置協定書を作成することになっておりますので、その5番目の項目として、特別区と大阪府の事務の分担に関する事項というのを、いわゆる権限仕分けということ、第2ステージあたりで議論することに予定しております。そこで、また同じような御議論になるんだと思いますけれども、そこで、大阪府の事務所掌は、大阪府の事務所掌は何であって、その周辺衛星市に対しても、こういう行財政基盤を強化していくという流れが必要なんで、そういう思料をすとかですね、例えばですよ、それが大阪府の事務所掌の中に入りますよというふうな御提案、そういう流れになっていくと思いますけれども、その時点で御議論いただきたいと思います。それは忘れずテーマになることですし、する必要があるのでありますので、とりあえず今日は話を進める大前提として、基礎自治体の人口規模はどの程度が適正かということから始めさせていただいておりますので、この点に限って、この点に焦点が当たるような御議論をお願いいたします。

(浅田会長)
橋下委員。

(橋下委員)

その議論を本当はしたかったんですよ。でも、この場はもう特別区設置の協議会ですから、ぜひ市議会でそれをまたやりましょうよ。これはずっと僕ら言っていて、もういろんな方に、多分、柳本委員とも川嶋委員ともさんざん議論させてもらったと思いますけれども、道州制をやることになれば公明党さんとも、まだ公明党さんはこの都構想については是々非々だということで、中身を見ていかれる立場ですけれども、ただ、公明党さんと話をしている前提は、大阪府内の基礎自治体、やっぱり再編しなきゃいけないよねというのは、公明党さんとはしっかり議論はさせてもらっています。今日、道州制の骨子案の中であれ、市町村に限らず基礎自治体というもの入るでしょう。あれ、骨子案は山口さん、今日、出たやつで市町村という枠に捉われずに、あるべき基礎自治体を考えていくというふうな、確か入ったと思うんですけどもね。

(事務局：山口大阪府市大都市局長)

再編というか、基礎自治体の再編というものを、合併とかそういうストレートな言葉ではないですけども、再編成みたいな言葉が入っているという話です。

(浅田会長)
橋下委員。

(橋下委員)

ですから、木下委員、もう道州制ここまで進んでいるんで、決して大阪市だけをターゲットに置いているわけではないです。堺市も当然どうするかということをやりますし、衛星市もそうだし、もっと言えば兵庫県、兵庫県内の市町村もいろんなことを言って、兵庫県に一人、今えらい怒られているところありますけど、あれは大阪都に入れるんじゃないんで、

道州制の中で京阪神をくくりましょうかという話が、何か大阪都に入れるとかいうことで、えらい怒られたところありますけどね。

でも木下委員、これ、あれですよ。自民党さんそこまで言っているのであれば、今度の堺市長選挙とかそういうのもしっかり選挙で戦わなきゃいけないと思いますよ。堺市をそのまま置いておくのはやっぱりだめなんでしょう、木下委員も。いいんですか、基礎自治体を考えたときに、結局、道州制をやるときには、そういうことを反対という人たちに対しては、選挙で問うて、こう動かしていくということをやらなきゃいけないので、僕らは大阪市内のことだけじゃなくて、堺市もそのほかの衛星市も関西一円も考えて、議論と法律と、最後は選挙というものを通じて、本当に道州制をつくっていかうというふうに思っていますから、決して大阪市だけをターゲットにしているような話ではありません。

ただ、この協議会は特別区のね、もうそれは僕らもさんざん議論して、大きな方向性を示してここまで来たわけですから、この場合はやっぱり特別区の設置、自民党さんは、じゃあ都市内分権のブロック化というふうに置きかえてもらっても結構ですから、そういう形で議論できるところは重ねて、何でもかんでも反対という、今までのああいう議論のやり方はちょっと変えていってもらえればなというふうに思っているんです。

(浅田会長)

松井委員。

(松井委員)

木下委員、今までも大阪府としては、市町村の合併はできる限り促してきて、今回の特別区設置法も協議会も、これ最終的には民意が判断をされるわけです。住民投票あるわけで。今まで大阪府は、この間は千早赤阪村もやっていたし、その前は門真、守口門真もやっていました。最後、民意で、それは嫌だと、ちょっと今すぐ合併はちょっと反対という声が出たんでできてない。でも広域自治体としては、大阪府は今日現在でも周辺市町村のそれぞれの適正規模に対しての考え方というのは、もう伝えてますし、できる限りやはり効率のいいサービスとコストのバランスの合う形でということは、絶えずメッセージは出しています。でも、そこは最後、民意で反対ということになれば、それはこれ共産主義の国ではないんでね、やっぱりそれは認めていかうと、この特別区設置協議会も最後は民意がありますから、だから木下委員もこの協議会の中で案を示すだけですから、そういう案を示す自民党の案というものを出示していただけたら、一番わかりやすいんじゃないかなと思います。

(浅田会長)

花谷委員。

(花谷委員)

あんまり区割りのことは議論する予定はなかったんですけども、道州制、道州制という話が頻繁に出てくるので、道州制は自民党、我々も進めたいと思って、我々が提案して

いるのは、道州制に一番近道を提案をさせていただいていると。

この前、府議会の本会議で、松井知事と議論させていただきましたけれども、道州制と都構想は相入れないと私は思うんですよ。特別区の財政調整機能は都がするんでしょう。都はどないなるんですか、関西州になったときに財政調整機能は関西州がするんですか。

（浅田会長）

花谷委員に申し上げます。
議論が全然違いますので。

（花谷委員）

いやいや、道州制のことをおっしゃるから聞いているので、ぜひ答えてほしいですよ。

（浅田会長）

道州制の財政調整なんていうのは、人口規模にかかわる話でやっていただいているだけです。黙ってください。

（花谷委員）

いや、人口規模と道州制のことを、人口規模でおっしゃるから言っているんですよ、道州制の前提は、基礎自治体の中核市並みになっていなければ大変だという認識はみんなあると思いますよ。

（橋下委員）

じゃあ中核市でいいじゃないですか。

（花谷委員）

いやいや、そんな話じゃないですよ。財政調整機能はどこでやるんか知事お答えにならなかったから、ここにいらっしゃる市長が道州制、道州制とおっしゃっているんで、財政調整機能はどこでやるんですか。

（浅田会長）

財政調整は、第2ステージで話をさせていただきますんで、そのときに御発言をお願いします。

（花谷委員）

いや、今、答えてよ。

（浅田会長）

松井委員。

(松井委員)

道州制のときの財政調整がどこでやるかとか、そういうふうなんじゃなくて、今、道州制というのは、もうまさに自立する地域をつくっていくその形で、言うたらもうバランスを合わせるわけですね、歳出と歳入の。そのためにやる制度ですから、だから、それは一つの案としては消費税を地方税化しようというようなことも、国には申し上げているわけですね。だから、この話と……

(木下委員)

あの松井知事ね、結果、さっき僕が申し上げたように、いわゆる大阪都としての方向性というものが、きちっとみんなに映ってないんですよ。だからその道州制の一里塚という位置づけの中で都構想があるのであれば、じゃあ都構想というフィルターをかました後の道州制に移行する方向性というか、ビジョンがきちっとこの委員の中のコンセンサスとして共有できてない。だから少なくともですね、やっぱりいろんな話が散漫にはなりませんけれども、要は、こういう方向性の中で大阪都を考え、大阪都をきちっと確立をしたその先に道州制に移行したときの、大阪市民、大阪府民の位置づけはこうなるんですよというもののビジョンというものが、しっかり見えてない。

さっきうちの柳本委員のほうから指摘をさせていただいた、やっぱりベースはこの会長案にもありますけれども、人口規模から議論をしましょうということであれば、人口のデータベースが根本的に、その信頼の置けるところかどうか僕はわかりません。民間に発注されたと、外部に発注されたということしか聞かされてない状況の中で、国立の研究所が、こんなものを出していますよということもお示しをさせていただいて、まず人口規模からきちっと将来の都構想に係るいろんな論点整理をした上で、区割り案も考えていきましょうよということで、柳本委員が資料を出させていただいて、現実問題、この人口問題研究所のデータで算出すれば、いわゆる将来こういう人口格差が生じるような区割り案になっているのではないですかという、問題提起をさせていただいたということでとどめておいていただいて、その後の議論はそれぞれ皆さんが、それぞれお持ち帰りいただいて御検討いただいたらいいんやろうと思います。

ただ、将来的に都構想というフィルターをかました後の道州制に移行するビジョンが、しっかりと映されてきてないのではないのかなという問題だけは、指摘をしておきたいと思います。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

最終ゴールを完璧な図をまず示せという議論は、これは違うでしょう。

(木下委員)

ではない、ではない、ではない。

(橋下委員)

違うでしょう。だから自民党も僕は安倍政権は評価していますがけれども、普天間の移設問題でもね、最終ゴールということとはともかく、まず第一歩を進めましょうということで、ああいう案を出されたじゃないですか。

道州制をやったときに、この大阪市というものを残すのは大き過ぎるとというのが我々の考え方です、これは。だから基礎自治体に再編しなきゃいけない。ただ、次、大阪都というものを京阪神までに広げるのか、大阪都というものを残すのかどうなのかは、これは道州制の中でまたいろいろ財政調整含めて議論しなければいけません、絶対的に言えることは、道州制を進めていくためには、大阪市という単位では基礎自治体は大き過ぎる。だから、まず、ここに手をつけましょうと。まず重なる部分、まず第一歩の部分からやりましょうということですからね。その後大阪都をどうするのか、それは大阪都のままに残すのか、これは地制調の会長の西尾さんは、道州制をやったとしても東京都は残すべきだという考え方です。だから、そういう考え方と同じで、佐々木信夫さんなんか、道州制をやったとしても、東京都、東の東京都と西の大阪都は残すべきだともう明確なビジョンあります。これは佐々木さんの本を読んでいただければ、はっきり書いています。それから財政調整についても、これからこの都構想を進めていく中で、特別区の財政調整のやり方としては、いわゆる、この特別区は共同機構をつくって水平連携、完全水平連携でやるというのであれば、道州制になれば都がどうであれ、完全水平連携で財政調整できるし、ただ、都が握るということであれば、その財政調整の規模は残るでしょうし、これは次の議論だと思えます。

ただ、道州制をやるに当たって、大阪市260万の今のこの自治体が、基礎自治体と言えるのかといえ、自民党さんの問題意識の中にも入っていますけどもね、今までは市町村が基礎自治体という、もうこんな議論でありましたけど、もうそれが今変わっています。本来の基礎自治体はどうあるべきなのかということに、もう議論が変わっていますから、それを僕らはもうこれは30万か45万というのが、適正なる基礎自治体だというのが僕らの考え方だし、違うと言うのであれば違うという議論を、まさにここの人口規模の議論を今しましょうよ、これ。

(浅田会長)

木下委員。

(木下委員)

我々はその道州制に移行したときの、いわゆる仮に関西州ができたとしたときの母都市としての位置づけとして、やっぱり大阪市という基礎自治体は必要なんだという考え方に基づいて、この議論に参加をさせていただいている。

(橋下委員)

だからその議論をしましょうよ。

(木下委員)

それで、これは、なぜかと言うと、やっぱり横浜市がそうであるように、あるいは札幌市がそうであるように、福岡市が福岡、北九州がそうであるようにというような、それぞれの母都市としての位置づけの中で、やっぱり大阪市がこれから関西州に果たしていく役割は大きいんだという認識の中で、この議論に参加をさせていただいていますんで、この議論については、しっかり今後、議論をさせていただきたい。

(浅田会長)

木下委員に確認いたします。

今、大阪市という基礎自治体は必要であると、母都市として必要であるということは、267万という規模も適正であるというふうに考えておられると。

(木下委員)

それは考えています。

場合によっては、関西州になったときに、堺市と大阪市が合併して350万人規模の自治体になっても構わないというふうな考え方は、オプションで持っています。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

木下委員、母都市と基礎自治体はイコールじゃないですよ。そこをまず理解していただかないと。母都市を、我々は今までの大阪市というこの狭いこの範囲から、大阪都まで母都市を広げようというのが、この大阪都構想なんです。時代に合わせて。母都市というのは、それは大阪市議会議員でずっとやってきましたから、大阪市が母都市だ母都市だっになっていきますけれども、僕は知事をやってみて、もうちょっと広くね、それを範囲を捉えて、母都市を大阪市というこの範囲で捉えるんじゃないで、もうちょっと広く広げましょうよというのが、この大阪都構想なんです。だから母都市イコール基礎自治体ではないです。それは基礎自治体、母都市というのは、いわゆる、人・物・金を集積させるという機能ですから、これを大阪市というエリアでは中途半端だから、もうちょっと広げようというのが大阪都構想。だから、母都市が基礎自治体ではないので、基礎自治体はどうあるべきなのかということ、また御意見いただきたいんです。

それから、大阪市と堺市を合わせると、これ結構です。合わせるというのは、ここを一つの広域行政体として捉えるんでしょうけれども、合わせた結果、それが基礎自治体というのも違います。合わせた後に基礎自治体はやっぱりその中に、どの範囲で基礎自治体を適正規模に分けていくのかという議論はしなきゃいけませんよね。

(浅田会長)
花谷委員。

(花谷委員)
ちょっと、市長、教えてほしいんですけどね、木下委員は、関西州の中での母都市と言
うてるんですよ。それで市長は、基礎自治体と母都市は違うと。

(橋下委員)
違います。

(花谷委員)
関西州の母都市が大阪都なんですか。大都市イコール行政体なのか、何かざくつとした
ものなのか非常に曖昧でね、関西州の中にまだ大阪都を残すとおっしゃるんやったら、関
西州、関西州っておっしゃるのはいけないと思います。

(浅田会長)
橋下委員。

(橋下委員)
それは、だから、まず前提として、西尾さんと佐々木さんの道州制の考え方をまずベー
スに置いてもらいたいんです。ですから、それは基礎自治体、東京23区は基礎自治体で
あって、やっぱりそこに東京都というものは、しっかり残すべきだというふうな話を明確
にされていますから、そういう考え方も一つあると思います。関西州においてね。
ただ、もう一つのオプションとしては、関西州の中の母都市は何かといたら大阪都の
範囲を超えて、京阪神というものを京阪神都市圏でくくって、それを母都市というふう
にやってもいいと思うんですね。つい3月末ぐらいの日経新聞で、中国のね、これはまだ確
定情報じゃないですけども、北京都と上海都というものをつくっていこうじゃないかとい
う話もありました。中国全土を50ぐらいに再編し直すと。ですから、今の上海の周辺
部分も合わせて上海都にしていくと。いわゆる母都市というものをかつてのその規模から、
もうちょっと大きくしていこうじゃないかというのは、アジアの中ではこれは台湾でもそ
うでしたし、あるわけですから、だから、関西州ができたときに、基礎自治体はこの特別
区、だけど母都市の範囲は大阪都にするのか、いや、大阪都よりもうちょっと超えて京阪
神という形で母都市をつくり上げていくのかというのは議論があると思いますよ。

(浅田会長)
花谷委員。

(花谷委員)
そこんところを我々は教えてほしいんですよ。3層か4層かもわからない。皆さん方が

考えている、維新の会の方が考えているのね。財政調整機能もどこが持つのか、さっき曖昧なお話をもしましたが、特別区が一般市になっていく。そういうことを考えておられるのであれば、そういうビジョンを示していただきたいと我々は言っているんですよ。我々は明確に自民党がつくっている道州制基本法にのっとった形でスムーズに関西州に行ける提案をしているし、都市内分権イコール現行ですよ。ニューヨーク型と我々言っていますけれども、あそこは必要な区は公選区長にしているんです。市会議員だけでいっているんです。非常にスリムで機動力があって、住民に近い、優しい、そして世界ナンバーワンの都市ですよ。これが関西州の母都市になる可能性があるかと我々は思っているわけですね。

だから、本当に道州制への道筋を全くお示しいたいてないから、この特別区設置法定協議会は、我々は入り口の議論もしたいと言ったら、オーケーだということと言えますけれども、今、区割りの話やから言わないつもりで、今、市長がおっしゃっているような話は次の役割分担、仕事の分担、そういうところから出てくる議論ですよ。だから、まず、選挙で訴えてきたという、坂井委員おっしゃったように、皆さん方が全てのステップ、ビジョンをお示しいたかないと、我々はどこでどんな議論をすべきなのか非常に戸惑っているところです。

(浅田会長)

橋下委員の次、小林委員にいきますんで。

橋下委員。

(橋下委員)

ですから、ビジョンは示しているんですけども、絶対にやらなきゃいけないところは、その道州制の中で基礎自治体をしっかりつくっていかうというところで、その後の話は後でやればいいんですけども、道州制の中で基礎自治体というので、その260万って大阪市では大き過ぎるというところは、その議論をまずしなきゃいけない。で、それが違うと言うのであれば、だからその議論で、ニューヨークの例を出されましたけれども、あちらのほうが例外ですよ。上海にしたって、それはソウルにしたってロンドンにしたって、そりゃ特別区というか、基礎自治体のほうに公選区長が議会を置くのが本来の原理原則で、やっぱりニューヨークはそれ歴史的な経緯で、歴史の浅い都市の中で、その区域がああいうふうにつくられてきたわけで、大阪市内はやっぱりそれは歴史がある中で、それこそ中央集権のたまものじゃないですか、1,000万で全部、市長一人が握ってね、住民のほうには区議会も置かない。それで、このニューヨーク市長が全部取り仕切るといっていただければ、それは1,000万人単位なんだから、それだったらニューヨークのスタイルっていうのは、大阪都のスタイルそのものですよ。

(花谷委員)

そうですね。だから、そうしたらいいじゃないですか。

(橋下委員)

だから大阪都はいいわけですね。

(花谷委員)

そうじゃなくて、そんなことじゃなくて、道州制へのビジョンを言ってくださいよ。
だから、議論がばらばらになっちゃうから。

(浅田会長)

挙手の上で発言をお願いします。

松井委員。

(松井委員)

これも道州制までいくと、これはもう全然進みませんから、これはもう大阪府・大阪市の特別区設置協議会へ戻って、やっぱり基礎自治体の規模の議論をきちっとやってください。

(浅田会長)

お願いします。

小林委員。

(小林委員)

今その一言を言おうかなと思ったら、松井知事、おっしゃられたので、特別区設置の言うたらミクロ的な話から道州制という、日本の国の将来の、それこそマクロ的な大きな話をされているので、この間の大阪にふさわしい協議会のような感じで、限られた時間の中での議論やのに、どうも私も議論に参加させていただきながら、どこでどの場面でどんな議論をしたらいいんかと悩みながらね、一つ話をさせてもらおうかなと思うんですよ。

ただ、一つ、素直な私も267万分の1市民として、素直に思うのが、西成区の中で今12万規模の人数がいるんですけれども、これが30万人もしくは45万人になったときに、いわゆるここで議論しているニアイズベターという中身がね、どんなことがそしたら自分にとって、その区に住んでいてよくなるねんということを、具体的にやっぱり示すべきじゃないんかなと思うんです。

その示し方がね、例えば、そしたら30万人のときには、こういうふうになりますよ。例えば、福祉や教育や、さっき教育委員会の話も出ていましたけどね、これまでの持っている政令指定都市としての権限がこれがなくなって、いやいや、逆に30万人になったときには、こういうふうに変わりますよというところ辺を示せへん限り、やっぱり最後、住民投票のところ非常に市民にとったら見えにくいし、わかりにくいんじゃないかなと。だから自分自身が西成区の一市民として、今後どのように変わるんかということ、そしたら、それやったら民主系はどない思てんねんと、5つか7つなんかと、例えば、具体的に言うたら、私やったら24区そのままええがなと思った場合、24区、今のままで行

われている市民サービスのええところをちゃんと対案として出せという議論をする必要があるのか、それとも、いやいや、そうじゃなしに、5つ、7つとおっしゃっているから、この5つ、7つの30万、45万でどういうふうに具体的に、日々生きていて、生活にええところがどんなふうになるのかということ、僕がここで聞いてもええもんかということら辺の、整理自身がわからないので、できたら僕は今言うている後者のところで、具体的にニアイズベター、ニアイズベターとちょっと言うてやんと、本当に一市民が日々生活する中で、ここはこういうふうに30万人になったら変わりますということら辺を、ちょっとできたほうが私はわかりやすいん違うかなという一つの思いです。

(浅田会長)

私も一市民として、山中委員もおられますので、城東区の庁舎建て替えという問題があったんです。地域選出の5人の市議員さんは、全部、現地建て替えということをおっしゃっていました。ところが大阪市役所で、現地建て替えということにはならなかった。だから現地で決めていたら、現地建て替え、ニアイズベターそのものをお示しすることができた。

そういう例はほかの区でもあると思うんです。その行政区においてはホットな 이슈 になっていても、大阪市では24分の1にすぎないと。だから大阪市で了解されなかったからできなかった。そういう事案というのは皆さん御経験おありやと思うんです。だから地域のことを本当に行政区の単位で決められるような仕組みをつくったら、それこそ、そこで物事が決まってくと。まさしくニアイズベターという考え方を具現化するような事案は、皆さんもっとほかにたくさん持っておられると思います。

清水委員。

(清水委員)

人口規模の議論を進めるに当たって、今、小林委員からも話あったんだけど、中核市程度の権限を持つ自治体にするために、30万人、これは法定で30万人以上というのが決められていますから45万というふうに出された。この中核市並みの権限を持つ自治体としてのメリットというのを、当然、ここにいらっしゃる委員の方々は御存じだと思うんですけども、市民の皆さんから見ると、なかなか中核市並みの権限というのは何なのかというのが見えにくい。実際に区役所へ行って、窓口業務にそれが反映されるかというとなかなかそうではない。

その辺のところもあるわけで、地域住民からすると、役所が独立した自治体としての権能を持つ、権限を持つ、機能を果たすということが、自分たちの生活にとってどういう意味合いを持つのか。それが30万人を超えた場合に、どういうメリットが生じてくるのかということについては、きちっといろんな状況を整理して示す必要があるだろうなということで、一つは、この提案されている30万人、45万人に応じた事務分担のあり方とか、財政調整であったり、それから職員の体制、議会教育、さまざまな公的機関の配置の問題等はきちっと整理して、比較検討できるようにしないといけないと思いますけれども。

もう一つ、一市民としてもっと身近なところに行政機関、区役所があったほうがいいん

じゃないのという感覚もあるわけですよ。今の大体、大阪市のそれぞれの行政区については、10万人以下から20万人ぐらいのところまでありますよね。そういう意味では、一つは、20万人で組んだらどないなんのというのも一つの比較検討する人数ではないのかなと。ただ、ここはもう中核市としてのメリットはありませんから、一般の自治体としての権能しかないわけですけども、そういう20万人でいったときはどうなるのかなという、そういう比較検討するための条件として、そういう考え方もあるんじゃないかなという考えをちょっと申し上げておきたいなと。

ちょっと追加で。

(浅田会長)

辻委員。

(辻(義)委員)

市長ね、今、30万と45万で絞り込むというお話があったんだけど、私もちょっと清水さんと同感で、発表されてからいろんな人にお話を伺う中で、やっぱりちょっと違和感がね、この4つのパターンにはあると。

それと、申し上げたら申しわけないねんけれども、今、公募区長でやっていただいて、顔が見える区長になってもらいたいということやっておられるけれども、正直なところいろいろ不備があったりとか、格付が出たらほとんどの区が星をもらえないという状況で、今の24区であってもなかなかその不備を補うことができていないと。いわゆる究極の目的は、基礎自治体というのは、ニアイズベターの徹底をしたいというのが市長の思いだったと思うし、現場の障害者の皆さんや高齢者の皆さんや市民の声が、きちっと政治に反映できるんだということであるならば、別に中核市の権限をいただくというよりは、ニアイズベターの徹底をとにかく詳細にできるという自治のあり方というのを目指すべきではないかなんていうのを、ここ数カ月ちょっと考えてしまったんですよ。

先ほどもお話あったけれども、いわゆる地域自治区という形で現況の区は残すというけれども、現況の区のままでは、ちょっと余りにも変化がなさ過ぎるから、近隣区2、3の区で合体をしてみるという考えもありということになると、大体、20万ぐらいの規模が適当ではないかなというふうに思うし、最終的には赤字団体ですからね、財政調整をしなければいけないわけです。なんぼ頑張ったってどこかに取られていって財政調整するならば、きちっと財政調整されますよというお墨つきをいただく範囲の中で、どれだけ頑張れるかというね、位置づけというのがあってもいいのではないかなというふうに思ったわけです。究極を独立ということならば分市構想になってしまうわけで、そうではなくて、やっぱり大阪市民のこれまでの歴史とか伝統とか、あるいは近隣性みたいなものをきちっと考えた上でやると、20万単位というのもシミュレーションとしては考えてもいかがかというふうに、私も最近ちょっと思ってしまったので、ここでちょっと御提案をしておきたいというふうに思います。

(浅田会長)

辻委員に確認ですが、最近ちょっと思っただけですか。

(辻(義)委員)

3区、4区、5区、これね、固めるという話になると、もう見も知らんというたら申しわけないけれども、接したことがない市民の方々、区民の方々がほとんどなんですよ。隣になると、隣にやっぱり商店街があったりとかという形で、うちやったら平野区とか、あるいは阿倍野区というのは、ある程度、行き来をしているわけなんでね。

(浅田会長)

今おっしゃっている人口規模が20万の根拠というのは、その中核市、保健所にかかわるやつはないけど、人口をそれだけ集まることによって、行財政基盤が強くなるというふうなお考えのもとに20万と.....

(辻(義)委員)

それは思ってないです。行財政基盤なんて大阪市内強くないわけですから、もともと、赤字団体ですから、強くしようがないんですよ。

となれば、やっぱり同質的な部分で、近隣性があるところでまとまって行動するということが、一つあるかなというふうに思ったのと、そもそも人口論から入っているでしょう、これ。30万がいいんだというところから入っているけれども、共産党さんから御指摘もあったけど、その理論づけは何もない。10万であってもすばらしい黒字団体もあれば、40万、50万でも赤字で垂れ流しの市町村もあるというのが実態ですから。まず、人口論から入ったのはどうなのかなと。それではなくて、やっぱり民意というものを尊重し、福祉の本質的な部分というものを見極めながら、特別区のあり方というのを考えたほうが、実は住民の理解も得やすく、住民投票でも丸もらえるんじゃないかなというふうに感じました。

それと、この人口推計ですけど、2つの人口推計が出ているけど、これ当たったためしはあるんですか、今まで。だから、この何十年後かの人口なんかを推計して、組み合わせをパズル的に同じように並べるといのが本当にいかがなものかと、それならば、今、現場の意見を聞きながら合区パターンを考えるほうが、実は有効ではないかなというふうに私は思いました。

(浅田会長)

山中委員。

(山中委員)

ちょっと今の議論と外れるけどいいですか。

先ほどのちょっとタイムラグがありまして。

(浅田会長)

外れるんやったら、もうちょっと外れていただきたいと思います。

(山中委員)

そんな御期待のような外れ方はしません。

先ほど、会長のほうから城東区の話があったんで、同じ現場にいてそういうふうを感じられた会長と、私も確かに5人の議員みんなで……ごめんなさい、城東区役所の現地建て替えの話ですけれども、それができなかったのはニアイズベターじゃないからだという、そういうことに、例として引かれたので申し上げますけれども、確かにそうです。現地であることが一番望ましかったと思うんですが、じゃあそれをこういう話で引用されると、そしたら特別区になったら、あたかも望んだらできるのかという、そういう誤解を与えるような引用になると思うんですね。あのとき、結局、現地建て替えできなかったのは、ちょっと金額ははっきり覚えていませんけれども、隣接地が非常に民間が高く買ったその差額、何億円でしたっけ……を、大阪市が最終的に出さないということで断念したわけですが、本当にこれが特別区になってニアイズベターだ、住民の声が通るんだってなったら、高くても買ってくださいよと住民が言ったらできるのか、違うと思うんですね。そうとは限らないと。やっぱりそれどころではない財政状況になる可能性もあるわけだし、区によって非常にそういうばらつきも出るんじゃないかということも、さっき申し上げましたけれども、だから、今までできていなかったことが、ニアイズベターで必ずできるようになるというような描き方にちょっと聞こえたのでね、地元の問題で。あそこで黙っていると、ああ、山中もそう思っているというふうに思われたら困りますので、それは一言お断りをおきたいと思います。

(浅田会長)

だって議会があって区長にその予算執行権があって、住民の皆さんはそれで賛成、委員がみな賛成やったらできるじゃないですか。

(山中委員)

でも、全然、財源がなかったらできないですね。

(橋下委員)

だから削ったらいいいんですよ、ほかのところを。

(浅田会長)

どこを削るかです。

(山中委員)

だから、それ削っても削ってもできないぐらいのところ、差も出てきたりしているわけでしょう。だから、先ほどもちょっと言いましたように、人口規模の議論というのわか

らないではないんですが、やっぱり、その辺で財政力がどうなっていくのかということも、本当にいつも検討の何て言うのかな、それにのぼらせておかないと、人口規模だけの議論っていうのはできないんだろうなと思います。

(浅田会長)

とりあえず人口規模の議論をしていますけど、次のステージで財政調整とかはテーマとして挙げさせていただきますので、よろしく願いいたします。

柳本委員。

(柳本委員)

人口規模の議論でございます。人口規模とやっぱり財政というのは、深くかかわってくるかなというふうに思います。その中で高齢化率が高ければ税収としては減るとか、あるいは法人市民税の入り方とかは若干、人口と相反するところも出てくるかもわかりませんが、人口というものが一つの指標になるということは、共通して認識もということかと思えます。

そんな中で、適正規模は何人かというような話でお問い合わせをいただくときに、そしたら、その適正というものを、何を指標に判断するかということが非常に重要かと思えます。一般的な本とかで、20万人、30万人が適正だと言われているような文献なども何件がございますけれども、適正規模などそもそもないというふうに示されているような文献もございます。20万から30万が効率がよいという考え方を示される場合においては、人口一人当たりの歳出額は最も少なくなる規模であるとか、人口一人当たりの基準財政需要額が最も少なくなる規模であるとか、あるいは人口一人当たりの職員数が最も少なくなる規模とか、そういった観点で適正規模というものを算出しているかと思うんですね。ただ、それは一般的なもの、なべて市町村の比較検討の中でなされている話であって、実は、政令市とか中核市とか特例市など大都市の場合は、大都市特例事務によってですね、小規模市町村においては、都道府県が担っているような事務を大都市が担っているわけなんですね。そういったことを考えると、人口一人当たりの歳出額が、大都市特例事務が適用される人口規模から考えると、このあたりは木下委員も、かつてこの中でも議論されたことがありますけれども、やはり人口規模としては、それ以上のものになってくるのかなというふうにも思います。そういったことを考えるときに、その適正という判断がニアイズベターと言ってしまうと、そりゃもう1万ぐらいのほうがいいわけですよという話にもなってきたかねませんので、その適正というものを何を指標にですね、ましてや、この大都市、大阪市にあって、適正という規模を何をもって算定するのかという基準判断を、ある程度決めておかないと、その適正規模自体の数字がなかなかあらかわせないんじゃないかなと思うんですね。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

ただ、だから、その適正というのをね、そうやって演繹的に導き出すだけじゃなくて、今回は、区長の現場感覚から、帰納的にこっちで導き出したっていうのもあるわけですよ。だから区長のほうが、僕が最初 8 から 9 と言ったにもかかわらず、公募区長がみんなが集まって話をしたら、これは適正という概念じゃなくて、現実の現場での仕事のやり方をもとにですね、あの 5 区、7 区というのが出てきたわけですね。そこから帰納的にまた逆算していくと、大体この 30 から 45 というラインも出てくる。

それから、今、柳本委員が言われた、学者さんがいろいろ数字を分析して、演繹的に導き出した結論で、大体 30 とか何ぼって出ているのであれば、上からと下からと合わせて大体 30、45 という数字が出てくる。清水委員や辻委員が言われたように、もうちょっと現在の区というものの状況を見てということであれば、じゃあそれは 20 という数字も出てくる。これは適正規模を演繹的にこれが何ぼやねんということは、これは議論をしても絶対無理ですよ。だから、そういう机の議論と、現場のそういう公募区長の現場感覚というのを今回合わせたのがみそでね、僕は公募区長に投げて何カ月間仕事をして、役所の現実の行政をやった上にですね、5 区、7 区という案がああいうふうに出てきたから、ここから逆算しての 30 万から 45 万というところのラインで、まずはスタートを切るというのが落ちつきどころやと思いますよ。あとは、もう神学論争ですよ、もう。だから、それに、あと 20 万というものを加えるかどうかという話を、決定したらいいんじゃないでしょうかね。

(浅田会長)

柳本委員。

(柳本委員)

おっしゃるとおりです。議事録を見返していただいたらわかると思うんですけど、私、今日の議論の冒頭でまさに同じことを申し上げさせていただいたかと思うんですけども、区を分ける特別区の議論ということになると、人口規模であるとかそういう数値的に効率性を求めることに特化するよりも、むしろ地元の意見を聞くべきじゃないかという話をさせていただいて、そのあたりは清水委員、辻委員が話していただいた部分と、まさに一致する部分です。

ただ、私も共通認識と持つところは、やはり公募区長が区長会、代表者で決めてきたんです。そのときに、いかに区民であるとか我々の意見も含めてですけども、どう吸い上げた上で出された試案なのかということを見ると、余りそういう公募区長から、今こない考えてますねんけど、どない思いますかとかですね、ちょっと情報としては、例えば、住之江区を南港部分とちょっと分けるようなことも、ちょっと考えたりも出ているんですけどもとか、あと、西成区はなかなかひつつきどころがありまへんねんというぼやきを聞いたりとかその程度でして、具体的なその議論に参画させていただいた経過がないもんですから、やっぱり、その地元の意見であるとか地域住民の意見をもっと吸い上げた上で、そういった基礎自治体となるのであれば、そこが我々ちょっとスタンスが違うところですよ。

けど、なるのであれば、もうちょっと吸い上げていくような経過を経た上での区割り案というのが、示されるべきであったのではないかなというふうに感じるところです。

(浅田会長)

辻委員。

(辻(義)委員)

20万、30万、45万という議論の中で、結局、仕事の内実をどう決めていくかで全然違うんですね。多分、区長さんらは、もうたくさんいろんな各局のお仕事がある場合を想定して、5区案、7区案というのを考えた。スケールが要ると。規模が要るという考えだったと思うんですけど。

私はさっきお話ししたのは、徹底した基礎自治体のあり方、ニアイズベターの徹底ということを考えれば、市長も何回も委員会の中でおっしゃっていましたが、特別区連合というのがありやというふうに思います。ある意味、スケールメリットがあって効率性が図られている事務分担については、水平連携でやるというふうに決めていただくと、むしろ基礎自治体のお仕事、ニアイズベターの徹底というところに、細かな対応ができて、あっ、変わったなという印象になる区が誕生するんじゃないかなと、僕はそういうふうに思いますけどね。だから、その辺のコンセプトを区割りの中でどう位置づけていくのかということ、きちっと議論したいなと、次の段階でと思います。

(浅田会長)

松井委員。

(松井委員)

辻委員の言われている20万人案というのは、一度、辻委員主導で一回作ってもらえたらどうですかね。

(辻(義)委員)

ちょっと考えてみますわ、一遍どんな感じになるか。そのお仕事の内実なんかも、これから議論されるんだと思いますけれども、なるべく身近なものを身近なところで決めるということで徹底させていただいて、中間組織の特別区連合というのをきちっと活用するようなパターンもありかなというふうに感じておりますので、はい。

(浅田会長)

そういう20万人案というのが出てきたんですが、事務局のほうはどうですか。

(事務局：山口大阪府市大都市局長)

実は、説明させていただいていますが、この協議会で20万人案も制度設計の俎上へのせるということであれば作業をさせていただく。ただし、ちょっと組み合わせのほうは、

一からということになると少し時間もかかりますので、まず、組み合わせの議論はまたの機会にさせていただくということを前提に、事務局のほうで少し任せていただくということであれば、20万人の制度設計というのはさせていただきたいというふうに考えております。

(浅田会長)

45万人案を二つに割るといふような考え方ですか。

(事務局：山口大阪府市大都市局長)

そうですね。できれば、今、5区で出しているやつは45万人案ぐらいですので、それを二つに割っていただいて大体20万人ぐらいになるということですね、そういうことでシミュレーションをさせていただければと考えております。

(浅田会長)

辻委員、また……。

(辻(義)委員)

ちょっと連携をとりながら、たたきだけつくらせていただくということで、また、その後御議論いただければというふうに思います。

(浅田会長)

人口規模で、ほかに御発言ある方。

大内委員。

(大内委員)

ちょっと話のほうはだんだん具体的になってきたんですね。今、20万人規模案というのも出てきました。私もこの試案の4つを見させていただいて、特に、私の関係するところは、一応、湾岸地域ということで、一くりにされておりまして、湾岸地域と基礎的自治体というのが、どう関連するのか、ちょっとこれは単純な、何か人口規模だけで、そういう区割りをしたのかなという、そういう思いがあります。

バスの路線案も資料として出させていただいたのは、西淀川を入れると臨港5区ということになりますか、ここは本当に大きな川で区切られておりまして、やっぱりバスも通ってないというんでしょうか、この5区を結ぶバスというのは全然ないわけですね。ましてや鉄軌道もないということですね。だから、そこが一つの基礎的自治体ですよと言われたらですね、ちょっとこれは困るなというのが私も正直な思いでありまして、この4つとか5つに分ける場合、区役所機能というんでしょうか、そういうものがどうニアイズベターを確保するという観点から、どのように配置されるのかということも、やっぱり区長会では、やっぱり私もうちょっときちっと議論して、そのこともやっぱり提示すべきであったかなと思うんです。それがないので余計に不安に思って、区役所ができる場所によって

は、とてもとても行けないというふうなことが不安として想定されるので、ひとつこれはどうなんでしょうかね、あと、湾岸新都という多分ことで、一つのくくりをつくったと思うんですけどもね、基礎的自治体とどうですか、どう関係ありますか。ちょっと市民に説明する場合にですね、どのようにしたらいいのか、ちょっと教えてください。案を練った区長さんたち、誰かおるんですか、教えてください。

(事務局：稲垣制度調整担当部長)

済みません、案を練った区長はいないんですが、湾岸地域を一带にと考えたら、一つ防災面を、区長会で非常に重視されたという面はございます。湾岸防災をやっぱり一体的にやるには、一つの自治体のほうがよかろうというところを一つに考えられたのと、もう一つは、先ほどからもおっしゃっている、湾岸開発というものもばらばらするのではなくて、やはり一体的に一つの自治体として進めるほうがよかろうということで、湾岸地域をできるだけ一体にしたという考えで進められたと聞いております。

(浅田会長)

大内委員。

(大内委員)

そう言えば、その防災とかそういうのは、これはもう広域、その地域の発展というのは広域的に見なければならぬことであって、例えば、東京なんかを見ても、じゃあ東京の湾岸エリアが一つの区になっているかということ、そうではないわけですよ。やはり基礎的自治体というところにしっかりと視点を置いて、区割りを考えてください。そうでないと市民からの理解を求めていくためには、やっぱりそこが一番、私は重要だと思いますので、20万人をベースにまた考え直すということ、そういう案もつくるということでありましたら、ひとつそのこともしっかりと視点の中に入れていただきたいと思います。

(浅田会長)

ほかに、御発言ありませんか。

橋下委員。

(橋下委員)

大内委員の御指摘もおっしゃるとおりだと思うんです。ただ、これ本当に見る限り、交通網なんか南北にはつながってないところもありますので、それをこれから20万という規模でも考えていかなきゃいけないと思うんですけども、一つのエリアとしてまとめて、そこが予算編成権を持つと、そこを一体的にインフラ整備も含めて、そういうこともやれるのかなという思いもありますので、ちょっとそういう現状は不都合はあるけれども、将来それを利便性を高めていくという視点でも、また、御判断もいただきたいんですけど。

(浅田会長)

このほか御発言ございませんか。

それでは、今日、人口規模について御協議いただき御議論いただきまして、事務局案30万人、7区、それから45万人、5区に加えまして、20万人規模でやってみたらどうかという御提案がありましたので、3つ今まで出ておりますものに、20万人規模では、どのような事務分担になるのかとか財源配分になるのか等、事務局でこの30万人、45万人をもとにしてやっていただいたのと同じようなパッケージ化の作業を、よろしく願いいたします。

柳本委員。

(柳本委員)

その20万人規模の想定をされるときは、現在の人口で想定されるのか、将来の人口で想定されるのか、その将来のときは去年のやつなのか今年のやつなのか、どっちでつくられるんですか。

(浅田会長)

当然、横並びです。

辻委員。

(辻(義)委員)

先ほども言いましたように、別に人口がベストと思ってないので、地縁・血縁というか今までの伝統・歴史を踏まえた形にしたいなというふうに思っています。もう人口がベストと僕は思ってないので。

(浅田会長)

それでは、改めまして、辻委員と事務局、よろしくお願い申し上げます。

これで8月以降、第2ステージで協議するという事にさせていただいておりますが、その第2ステージでお示しさせていただいて、それぞれ比較を行った上で、次のどこの区とどこの区が一緒になるのかという組み合わせに進んでいきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

何か、このほか御発言はございませんでしょうか。

特にないようでございますので、本日の協議会は、これをもって終了させていただきます。ありがとうございました。

次回、第3回の協議会は、4月26日、金曜日、午後2時から事務分担の主な論点について、大阪府庁で開催させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、この後第6委員会室におきまして、代表者会議を開催いたしますので、各会派の代表者の方におかれましては、御参集いただきますようよろしくお願い申し上げます。

これで終わらせていただきます。ありがとうございました。